平成２２年（フ）第４０号
岩手県北上市常盤台１丁目７番４―210号
雇用促進住宅
債務者　中島　道子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第５０号
岩手県北上市和賀町豎川目１地割113番地22
債務者　菅原　正樹
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第５２号
岩手県北上市本通り２丁目４番42号　ラポール本通り１―201号
債務者　三浦　　崇
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第５５号
岩手県北上市相去町上三十人町71番地４
債務者　松岡　英恵
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第３２３号
秋田市寺内児桜２丁目13番６号
債務者　清水　郁恵
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３１号
秋田県潟上市天王字北野239番地98
債務者　関口美智子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５号
秋田県能代市二ツ井町字山根31番地５
債務者　淡路　玉生
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第４９号
長野県飯田市小伝馬町１丁目47番地
債務者　星沢　　晶
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第１２７号
徳島市国府町和田字七反田19番地の５―２号室
債務者　實平　重信
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１０号
長崎県長崎市女の都１丁目1447番地１
債務者　上野　俊子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
沖縄県那覇市具志１丁目６番15号
債務者　岡留　裕子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２６１号
沖縄県那覇市辻１丁目９番24号　マル誠コーポ203
債務者　友利　　誠
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２６６号
沖縄県那覇市西３丁目９番１―1003号　県営三重城市街地住宅
債務者　砂川　光子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２６７号
沖縄県那覇市宇栄原１丁目17番21号　ドリームハイツ３―Ｄ
債務者　稲葉　茂樹
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２６９号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平98番地
債務者　神谷　輝美
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２８８号
沖縄県那覇市安謝２丁目18番３号　シャトー・マーヴェラス205
債務者　米田　正樹
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１７号
北海道岩内郡岩内町字栄235番地の１
債務者　長内　克達
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第１８号
北海道岩内郡岩内町字栄235番地の１
債務者　長内千恵子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
札幌地方裁判所岩内支部